

1. 件名：原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた原子力事業者等との面談

2. 日時：令和5年3月9日（木）10：00～11：10

3. 場所：原子力規制庁9階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

原子力規制企画課 斎藤課長補佐、松田課長補佐

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 石井係長

審査グループ

実用炉審査部門 河原崎係長

研究炉等審査部門 加藤上席安全審査官、中澤安全審査官、上野管理官補佐

矢野安全審査官、真田係長

核燃料施設審査部門 古作企画調査官、桐原管理官補佐、野村主任安全審査官

尾崎専門職

検査グループ

検査監督総括課 田邊係長

実用炉監視部門 宮坂係長

核燃料施設等監視部門 伊藤管理官補佐、木村管理官補佐、藤岡係員

専門検査部門 滝吉管理官補佐

長官官房

放射線防護グループ 保障措置室 後藤室長補佐、山口係員

核セキュリティ部門 職員2名

原子力エネルギー協議会 事務局長 他3名

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー

泊発電所 施設防護課長、技術課長

東北電力株式会社 原子力部（原子力防災・防護）課長

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理グループ 3名

福島第一廃炉推進カンパニープロジェクトマネジ

メント室情報マネジメントG 1名

中部電力株式会社 原子力部総括・品質保証グループ 1名

原子力部防災・核物質防護グループ 2名

北陸電力株式会社 原子力部原子力発電運営チーム 副課長
 原子力部原子力設備管理チーム チーム統括
 原子力部原子力安全設計チーム チーム統括
 志賀原子力発電所燃料炉心課 課長 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部セキュリティ管理グループ マネジャー 他2名
 原子力事業本部燃料保全グループ リーダー 他1名
 原子力事業本部安全・防災グループ マネジャー
 原子力事業本部発電グループ マネジャー

中国電力株式会社 電源事業本部（原子力運営グループ）マネージャー 他2名
 電源事業本部（原子燃料管理グループ）マネージャー
 東京支社（電源グループ）副長

四国電力株式会社 原子力本部原子力部 設備保全グループリーダー
 燃料技術グループリーダー
 核物質防護・工事グループリーダー

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループグループ長 他1名
 原子燃料技術グループ副長 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 警備・防災グループ GM 他1名
 炉心・燃料サイクルグループ GM 他1名
 プラント管理グループ GM 他2名

電源開発株式会社 原子力技術部 部長他 3名

日本原燃株式会社 再処理事業部 副事業部長 他 7名
 燃料製造事業部 許認可業務課長 他1名
 濃縮事業部 濃縮運転部長 他2名
 東京支社 建設管理G グループリーダー 他3名

原子燃料工業株式会社 熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ長
 熊取事業所 業務管理部 総務グループ 1名
 東海事業所 環境安全部 安全管理グループ長 他1名

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括本部施設保安管理課 1名

三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 部長 他3名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 環境安全部4名、
 保安管理部1名

リサイクル燃料貯蔵株式会社 技術安全部長 他2名

核物質管理センター 本部安全管理室 室長、東海保障措置センター 次長
 六カ所保障措置センター 副所長他1名

MHI 原子力研究開発株式会社 安全管理部長 他1名

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子炉技術担当部長 他 2 名
日本核燃料開発株式会社 管理部総務グループ部長代理 他 4 名
株式会社日立製作所 日立研究所放射線管理ユニット 2 名
京都大学 複合原子力科学研究所 3 名
近畿大学 原子力研究所 2 名
東京工業大学 科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所 1 名
立教大学 原子力研究所 2 名
東京大学 原子力専攻 2 名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、以下の事項を伝達した。

- 3 S の調和を図りつつ原子力施設内に存在する施設・設備を管理する一義的責任は事業者にあることを改めて認識いただき、事業者内で 3 S の連携に必要な取組を引き続き実施してもらいたい。
- 核セキュリティに係る申請等においては、事業者内での 3 S への影響評価の内容（以下「3 S 影響評価」という。）を事業者から提出を受けて確認しているところ。今後は、原子力安全に係る申請等の際にも 3 S 影響評価を提出いただきたい。従来は 3 S 連携窓口として原子力規制企画課が対応していたが、今後はそれぞれの申請受付部署が受けて展開する。庁内の運用紙¹を更新して改善事項を具体化する予定であり、公開したら情報共有する。
- 個別案件はそれぞれのヒアリング等にて適宜対応していくが、全般共通的な課題等が出てくれば、必要に応じ、公開会合等の場を設け、事業者との意見交換等を検討していきたい。

(2) 被規制者からは、以下のとおり発言があった。

- 3 S 影響評価の提出等を原子力安全に係る申請等でも実施することは大賛成。どういう観点で確認するのか意識の統一ができるよう、ガイド等があるとありがたい。
- 原子力規制庁内の関係部署においては、確実に連携を図ってほしい。
- 年 1 回で振り返りの面談をするなど検討してほしい。

(3) これに対し、原子力規制庁から、以下のとおり伝えた。

- 3 S 影響評価の観点、相互影響の事例等を含める形で運用紙を更新する予定。今後の運用でも引き続き改善を検討していきたい。
- 今後の運用において、原子力規制庁内での情報共有、連携で疑問点等があれば原子力

¹ 実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて 別紙 3-1-5

規制企画課に連絡してほしい。適宜改善していきたい。

- 事業者との継続的な意見交換の方法についても、運用状況等を踏まえて検討していきたい。

(4) 被規制者から了解した旨の回答があった。

6. 配付資料 なし